

令和8年度甲種防火管理再講習の案内

不特定多数の方々が入り出る防火対象物の甲種防火管理者に5年ごとの再講習が義務付けられています。このため次のとおり甲種防火管理「再講習」を実施しますので案内いたします。

なお、講習は年1回の実施となります。再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者の選任資格を有しないこととなりますので、ご注意ください。

記

- 1 再講習を受けなければならない防火管理者
建物全体の収容人員（算定方法は消防法施行規則で用途ごとに定められています。）が300人以上の特定防火対象物で甲種防火管理者に選任されている方
※ 特定防火対象物とは、劇場、集会場、遊技場、スーパーマーケット、物品販売業を営む店舗、ホテル、病院、老人福祉施設などの防火対象物をいう。
- 2 講習日時 令和8年6月26日（金）
午前9時00分～11時30分（休憩時間あり）
- 3 受付時間 午前8時30分～8時55分
※受付の際に顔写真付き身分証明書のご提示をお願いします。
- 4 会場 にかほ市総合福祉交流センター「スマイル」 2階診察室
にかほ市平沢字八森31番地1（☎ 32-3000）
- 5 受講料 3,000円（テキスト代込み）
※申し込み後1週間以内に受講票に記載の口座にお振込みください。
※別途、振込手数料がかかります。なお、受講料は非課税です。
- 6 申込期間 令和8年5月18日（月）～6月15日（月）※土日を除く
午前9時00分～午後5時00分（時間外は受付不可）
- 7 定員 15名（申込み順）
- 8 対象者 由利本荘市内の事業所（防火対象物）に勤務されている方
- 9 申込方法 申し込み時に防火管理講習修了証の写しを添付してください。

①電子申請

右のQRコードを読み、申し込みしてください。
受講票と申込書控えの交付をメールでお知らせします。
※受講票は印刷していただく必要があります。



②直接申込

消防本部予防課または防火対象物が所在する消防署（分署）へ直接申込書を持参してください。（郵送、電話での受付不可）

由利本荘市消防本部

予 防 課	☎ 2 2 - 4 2 8 7	美倉町 2 7 番地 2
消 防 署	☎ 2 2 - 0 0 1 1	美倉町 2 7 番地 2
矢 島 分 署	☎ 5 5 - 2 1 1 1	矢島町元町字大川原 1 2 7 番地 1
岩 城 分 署	☎ 7 3 - 2 1 0 0	岩城二古字狐森 6 6 番地 5
由 利 分 署	☎ 5 3 - 3 1 1 9	前郷字上川原 1 1 番地
大 内 分 署	☎ 6 5 - 2 0 2 0	徳沢字才ノ神 1 0 2 番地
東由利分署	☎ 6 9 - 2 2 1 4	東由利老方字橋脇 1 1 2 番地
西 目 分 署	☎ 3 3 - 2 3 5 0	西目町沼田字新道下 2 番地 5 3 6
鳥 海 分 署	☎ 5 9 - 2 1 9 9	鳥海町上笹子字石神 9 2 番地 1

- 10 持ち物
- 受講票（A4サイズに印刷したもの）
 - 顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
 - 筆記用具
- 11 その他
- テキストは当日会場でお渡しします。
 - 講習会場での飲食は可能です。
 - 講習会場敷地内は禁煙です。
 - 駐車場は別紙案内図を参照してください。
 - 駐車場内での事故や盗難に関する責任は一切負いません。
 - 欠席されても受講料はお返しできませんのでご注意ください。
 - 受講者の変更は可能ですが、欠席される場合は必ずご連絡ください。
- 12 問合せ先
- 由利本荘市消防本部予防課 ☎ 2 2 - 4 2 8 7